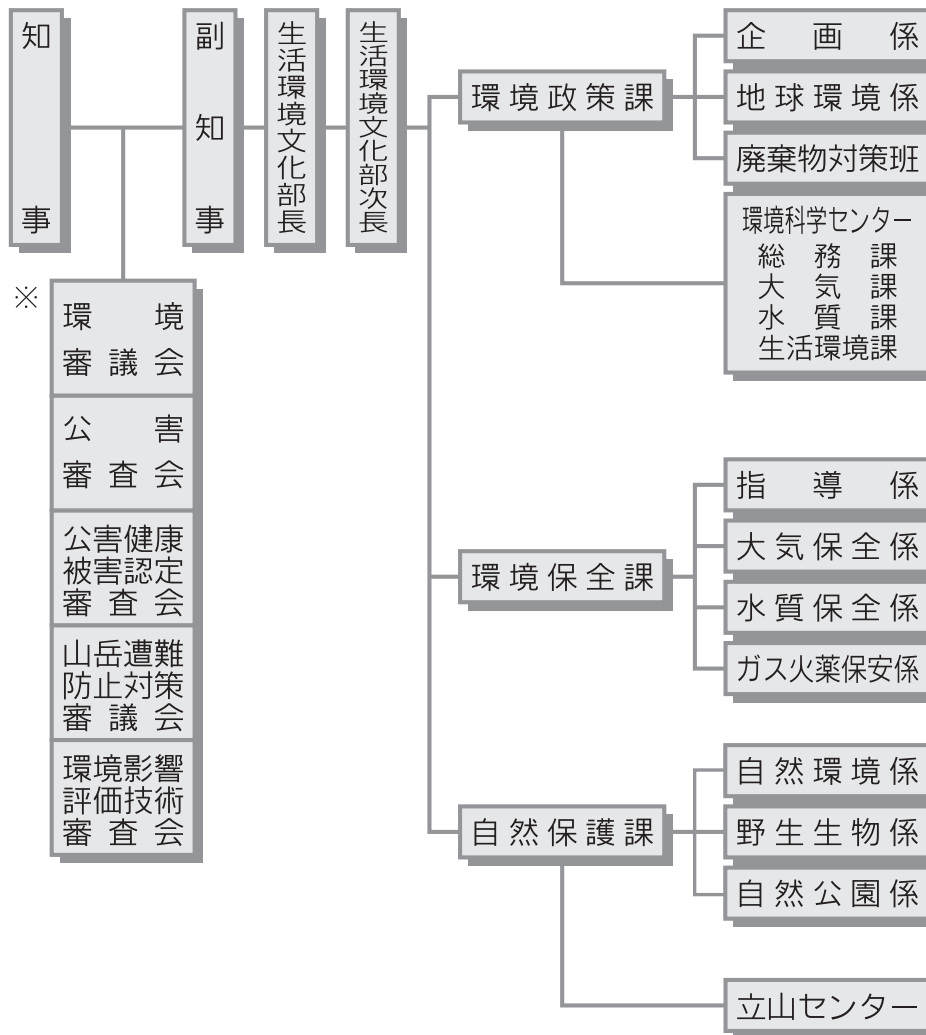


第2 日誌 (23年度)

月 日	内 容
4・1	水質環境基準の水域類型指定の見直し（木流川等3河川3水域）
4・11	鳥獣保護員・鳥獣行政担当者会議
4・18	富山県県土美化推進県民会議総会
4・20	野生動物被害防止対策会議（第1回）
4・21	市町村担当課長会議
4・22	第1回富山県産業廃棄物処理施設審査会（最終処分場の変更）
4・27	第1回エコドライブとやま推進協議会
5・10	第1回富山県水質汚濁事故対策連絡会議
5・27	第2回富山県産業廃棄物処理施設審査会（最終処分場の変更）
6・3	第1回富山県環境審議会富岩運河等ダイオキシン類対策小委員会
6・19	エコライフ・アクト大会
6・20	第1回富山県環境審議会温泉専門部会（温泉掘削等の許可）
6・21	CO ₂ 削減／ライトダウンキャンペーン（キャンペーン期間：6月21日～7月7日）
6・26	富山県公害健康被害認定審査会
7・3	みんなできれいにせんまいけ大作啓発イベント
7・6	第12回レジ袋削減推進協議会
7・13	第3回富山県環境審議会自然環境専門部会 （僧ヶ岳県立自然公園の指定について経緯及び最終案）
7・15	富山湾水質改善対策推進協議会
7・28	富山県水質環境計画推進協議会
8・1	第1回富山県環境審議会（県立自然公園の指定の答申等）
8・4	北西太平洋地域における生物多様性及び富栄養化に関する専門家会合（～5日）
8・27	北東アジア地域環境体験プログラム（～28日）
8・31	第1回野生動物保護管理検討委員会
9・1	第1回富山県環境影響評価技術審査会
9・2	第1回富山県環境審議会廃棄物専門部会（廃棄物処理計画の見直し）
9・6	第9回NOWPAP／CEARACフォーカスポイント会合（～7日）
9・7	ツキノワグマ出没注意情報発表
9・7	野生動物被害防止対策会議（第2回）
9・8	僧ヶ岳県立自然公園指定
9・11	ナチュラリスト認定式
9・14	第1回富山県環境審議会野生生物専門部会（第11次鳥獣保護事業計画の策定、ツキノワグマ及びニホンザル保護管理計画の改定）
9・27	リサイクル製品・エコショップ認定審査会（前期）
10・3	県・市町村統一ノーマイカーウィーク（～7日）
10・4	第1回富山県環境審議会環境基本計画小委員会（環境基本計画の見直し）
10・22	とやま環境フェア2011（～23日）・ごみゼロ推進県民大会
11・1	ノーマイカー通勤チャレンジ事業（～1月末）
11・7	第2回富山県環境影響評価技術審査会
11・9	北東アジア地域自治体連合（NEAR）第10回環境分科委員会
11・9	鳥獣保護員会議
11・10	海辺の漂着物調査関係者会議
11・11	環境保全技術講習会、海辺の漂着物調査関係者会議
11・14	第1回富山県環境審議会富岩運河底質対策事業費用負担小委員会
11・15	狩猟解禁パトロール実施
11・21	第1回富山県環境審議会地球温暖化対策小委員会
11・21	第2回野生動物保護管理検討委員会
11・22	富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会・富山県水質汚濁事故対策連絡会議「水質事故対策訓練」実施
11・23	富山県公害健康被害認定審査会
11・28	第3回富山県環境影響評価技術審査会

月 日	内 容
12・7	富山県地球温暖化防止県民大会
12・16	第1回富山県環境審議会大気騒音振動専門部会（大気環境計画の見直し）
12・22	第2回富山県環境審議会廃棄物専門部会（廃棄物処理計画の見直し）
12・26	第2回富山県環境審議会野生生物専門部会 （第11次鳥獣保護事業計画の策定、ツキノワグマ及びニホンザル保護管理計画の改定）
12・27	富山県水質汚濁事故対策連絡会議リーフレット作成ワーキンググループ会議
1・9	ガン・カモ科鳥類生息調査実施
2・3	海洋ごみアクション・フォーラム
2・6	第4回富山県海岸漂着物対策推進協議会
2・8	第2回富山県環境審議会環境基本計画小委員会（環境基本計画の見直し）
2・13	第2回富山県環境審議会温泉専門部会（温泉動力装置の許可）
2・14	第1回富山県環境審議会水専門部会（公共用水域及び地下水の水質測定計画）
2・15	第2回富山県環境審議会富岩運河底質対策事業費用負担小委員会
2・21	第3回富山県環境審議会廃棄物専門部会（廃棄物処理計画の見直し）
2・24	第3回富山県環境審議会野生生物専門部会 （第11次鳥獣保護事業計画の策定、ツキノワグマ及びニホンザル保護管理計画の改定）
2・27	第2回富山県環境審議会大気騒音振動専門部会（大気環境計画の見直し）
3・14	第3回富山県環境審議会環境基本計画小委員会（環境基本計画の見直し）
3・22	第2回富山県環境審議会（環境基本計画の見直しの答申等）
3・26	リサイクル製品・エコ事業所・エコショップ認定審査会（前期・再申請）

第3 富山県環境関係行政組織図 (24年4月1日現在)



※附属機関は環境行政関係に限る。

第4 富山県環境関係附属機関

(24年4月1日現在)

名称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
環境審議会	6年 8月1日	23	環境基本法 自然環境保 全法 県環境基本 条例	環境保全及び自然環 境保全に関する基本 的事項及び重要事項 について、調査審議す る。	・大気騒音振動専門部 会 ・水環境専門部会 ・土壌専門部会 ・廃棄物専門部会 ・自然環境専門部会 ・野生生物専門部会 ・温泉専門部会
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争処 理法 県公害紛争 処理条例	公害紛争について、あ っせん、調停、仲裁を 行うことにより、解決 を図る。	・あっせん委員 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被害 認定審査会	49年 10月1日	15	公害健康被 害補償法	公害に係る健康被害 の認定に関し、審査す る。	・骨病理専門部会
山岳遭難防止 対策審議会	41年 4月1日		県登山届出 条例	山岳遭難防止につい て、必要な事項を調査 審議する。	
環境影響評価 技術審査会	11年 6月28日	12	県環境影響 評価条例	環境影響評価に関す る技術的な事項につ いて調査審議する。	

第5 富山県環境関係分掌事務

(1) 生活環境文化部 ア 本 庁

(24年4月1日現在)

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境政策課	企 画 係	環境保全施策の企画及び調整 環境影響評価の手続き 公害に係る紛争処理 環境基本計画の推進 環境の状況及び施策に関する年次報告書・環境白書の作成 中小企業環境施設整備資金の貸付 (財)とやま環境財団との連絡調整 (財)環日本海環境協力センターとの連絡調整 県民公園新港の森の管理運営 公害防止計画の推進 環境教育・学習の推進 エコライフスタイル・環境保全活動の推進 新県庁エコプランの推進 環境管理システムの運営
	地 球 環 境 係	地球環境保全対策の推進 地球温暖化対策の推進 地球温暖化対策推進計画の推進 低公害車の普及促進 フロン対策の推進 黄砂・酸性雨の調査 国際環境協力の推進 富岩運河等のダイオキシン類対策調査
	廃棄物対策班	一般廃棄物に係る市町村の支援 一般廃棄物処理施設の建設・管理支援 廃棄物減量化・再生利用の推進 県土美化運動の推進 とやま廃棄物プランの推進 合併処理浄化槽の普及促進 浄化槽保守点検業者の登録・指導 快適トイレ整備の推進 産業廃棄物の許可・届出 産業廃棄物の監視、指導 産業廃棄物の減量化・再生利用の推進 不法処理防止の推進
環境保全課	指 導 係	公害防止条例による規制、指導 土壌汚染の規制、指導 地下水採取の規制、指導及び地下水指針の推進 公害に係る苦情処理 公害防止組織の整備に関する指導 化学物質に関する指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導 環境情報システムの運用 騒音、振動及び悪臭の規制、指導
	大 気 保 全 係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進 ダイオキシン類の規制、指導 環境放射能の調査

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境保全課	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 クリーンウォーター計画の推進 富山湾の水質保全対策の調査・検討
	ガス火薬保安係	高压ガスの製造等の指導 火薬類の製造等の指導 電気工事業の登録、届出
自然保護課	自然環境係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定及び保全管理 自然保護思想の普及啓発 自然環境保全基金の管理 自然環境指針の推進 県民公園（頼成の森・自然博物館「ねいの里」・野鳥の園）の管理
	野生生物係	鳥獣保護、狩猟取締り、傷病鳥獣の救護 鳥獣保護区等の指定、管理 狩猟免許の交付、有害鳥獣の捕獲 ビオトープづくりの推進
	自然公園係	自然公園の指定及び保護管理 立山センターの管理運営 県定公園の管理 立山山麓家族旅行村の管理 自然公園等の公共施設の整備 植生復元事業の実施

イ 出先機関

	課	主 な 分 掌 事 務
環境科学センター	総務課	環境科学センター各課業務の調整 環境科学センターに属する予算
	大気課	黄砂、酸性雨、有害大気汚染物質、地球温暖化の調査研究 大気汚染の常時監視 工場排ガスの監視及び測定
	水質課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	生活環境課	騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水、産業廃棄物、環境放射能等に係る調査研究及び産業廃棄物の監視及び測定
立山センター		立山における自然環境の保全及び自然保護思想の普及啓発

(2) その他の関係機関

ア 本庁及び教育委員会

部	課	環境関係の主な分掌事務
知事政策局	総合交通政策室	公共交通の活性化、ノーマイカー運動の推進
観光・地域振興局	地域振興課	まちづくり支援
	国際・日本海政策課	NOWPAP、日本海学の推進
生活環境文化部	県民生活課	省資源・省エネルギー、水ビジョンの推進、開発行為の指導
厚生部	健康課	公害等による健康被害者の救済、イタイイタイ病資料館の整備
	生活衛生課	食品等の汚染対策、飲用名水の衛生対策
商工労働部	商工企画課	新エネルギーの推進
	経営支援課	小規模企業者等設備導入資金等の貸付
	立地通商課	環境に配慮した物流の促進
農林水産部	農業技術課	農用地の土壌汚染防止対策、環境にやさしい農業の推進、畜産環境保全の対策
	農村整備課	汚染田の復元、農村下水道の整備、小水力発電施設の整備
	農村振興課	散居、棚田等の農村景観の保全と形成、農業水利施設の維持管理
	森林政策課	森林の保全・整備、森づくり、花と緑の地域づくりの推進、木質バイオマス
	水産漁港課	内水面、海面の環境保全対策
土木部	建設技術企画課	建設リサイクル、公共事業環境配慮の推進
	道路課	道路愛護や緑化等の推進
	河川課	河川愛護や水辺環境の保全等の推進
	砂防課	砂防事業の推進
	港湾課	港湾や海岸の環境保全、富岩運河等のダイオキシン類対策
	都市計画課	都市緑化、下水道の整備
	建築住宅課	景観づくりの推進、開発行為の指導
企業局	電気課	水力発電事業の推進
教育委員会	生涯学習・文化財室	文化的景観、文化財の保護
	小中学校課	学校での環境教育の推進

イ 出先機関

機関	環境関係の主な分掌事務
厚生センター	公害一般の相談、浄化槽・し尿処理施設の指導取締り
衛生研究所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工業技術センター	産業廃棄物の有効利用、環境への負荷の低減に関する研究
農林水産総合技術センター農業研究所	農用地の土壌汚染対策に関する試験
農林水産総合技術センター畜産研究所	畜産環境保全の調査研究、環境負荷物質の低減に関する調査研究
農林水産総合技術センター森林研究所	森林の酸性雨等環境影響に関する調査研究
農林水産総合技術センター木材研究所	木質バイオマスの有効利用に関する調査研究
農林水産総合技術センター水産研究所	漁場環境保全に関する調査研究
家畜保健衛生所	畜産環境改善の技術指導、畜産環境の苦情処理及び施設の点検
農林振興センター	鳥獣保護、狩猟取締り、野生鳥獣被害対策、自然公園等整備

第6 市町村環境関係担当課一覧

(24年4月1日現在)

市町村	環境(公普)担当課 (TEL)	鳥獣担当課 (TEL)	自然公園担当課 (TEL)	廃棄物担当課 (TEL)
富山市	環境保全課(076-443-2086)	森林政策課(076-443-2019)	森林政策課(076-443-2019)	環境政策課(076-443-2178)
				環境センター(076-429-5017)
高岡市	地域安全課 環境政策室(0766-20-1352)	農地林務課(0766-20-1316)	花と緑の課(0766-20-1419)	環境サービス課(0766-22-2144)
		農業水産課(0766-20-1321)		
魚津市	環境安全課(0765-23-1004)	環境安全課(0765-23-1004)	農林水産課(0765-23-1036)	環境安全課(0765-23-1048)
氷見市	環境課(0766-74-8065)	農林課(0766-74-8086)	商工観光戦略課(0766-74-8106)	環境課(0766-74-8065)
滑川市	生活環境課(076-475-2111)	農林課(076-475-2111)	企画政策課(076-475-2111)	生活環境課(076-475-2111)
黒部市	市民環境課(0765-54-2111)	農林整備課(0765-54-2111)	商工観光課(0765-54-2111)	市民環境課(0765-54-2111)
砺波市	生活環境課(0763-33-1111)	農業振興課(0763-33-1111)	農地林務課(0763-33-1111)	生活環境課(0763-33-1111)
小矢部市	生活環境課(0766-67-1760)	農林課(0766-67-2951)	観光振興課(0766-67-1760)	生活環境課(0766-67-1760)
南砺市	住民環境課(0763-23-2035)	林政課(0763-23-2033)	林政課(0763-23-2033)	住民環境課(0763-23-2035)
射水市	環境課(0766-52-7967)	農林水産課(0766-82-1959)	農林水産課(0766-82-1959)	環境課(0766-52-7967)
舟橋村	生活環境課(076-464-1121)	生活環境課(076-464-1121)	—	生活環境課(076-464-1121)
上市町	町民課(076-472-1111)	産業課(076-472-1111)	産業課(076-472-1111)	町民課(076-472-1111)
立山町	住民課(076-462-9963)	農林課(076-462-9974)	商工観光課(076-462-9971)	住民課(076-462-9963)
入善町	住民環境課(0765-72-1100)	農水商工課(0765-72-1100)	—	住民環境課(0765-72-1100)
朝日町	住民課(0765-83-1100)	産業課(0765-83-1100)	産業課(0765-83-1100)	住民課(0765-83-1100)

第7 環境用語の説明

1 愛鳥週間（バードウィーク）

毎年、5月10日からの1週間であり、野鳥の繁殖の時期に合わせて野鳥に対する愛鳥の精神を普及するため「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催されます。

本県でも、愛鳥モデル校によるツバメの生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催しています。

2 赤潮

海中のプランクトンが異常に増え海水が赤く変色する現象で、魚類等に影響を及ぼすこともあります。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられています。

3 アメニティ

「快適性、快適環境」と訳され、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かしあうようにバランスがとれ、その中で生活する人々との間に調和が保たれている状態をいいます。

4 上乘せ基準

法律等で定められる全国一律の排出基準又は排水基準に対し、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいいます。

5 エコアクション21

事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、仕組みを作り、取組みを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。

6 エコドライブ

ふんわりアクセルを踏み込むことや無駄なアイドリングをしないことなど環境に配慮した運転のことです。

7 エコマネー（地域通貨）

環境保全や福祉など、通常の貨幣によって市場価値を生みにくいサービスのやりとりを活性化させるため、一定の地域に限って発行される通貨等をいいます。

8 オゾン層の破壊

太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、生物を守っている成層圏のオゾン層がフロン等により破壊されることをいい、地上に到達する有害な紫外線が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがあります。

9 汚濁負荷量

大気や水などの環境に影響を及ぼす物質の量であり、一定期間における排出ガス量や排水量等とその中に含まれる汚濁物質濃度の積で表されます。

10 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表の温度を上昇させる働きのあるガスで、2005年2月に発効した気候変動枠組条約京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄の6種類を対象として定めています。このうち、地球温暖化への直接的な寄与は、二酸化炭素が最も大きくなっています。

11 環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全のための措置を検討し、環境への影響の回避や低減を図る仕組みです。

12 環境会計

企業の財務分析の中に反映されにくかった環境保全に関する投資及び経費とその効果を正確に把握するための仕組みであり、環境保全の取組みを定量的にとらえることにより費用効果を向上させることが可能となります。

13 環境基準

環境基本法等に基づき政府が定める人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境の質の基準です。

14 環境コミュニケーション

県民、事業者及び行政の間の相互理解と連携協力体制を確立するため、行政が環境に関する情報等を一方的に提供するだけでなく、県民や事業者との意見交換等を行うことをいいます。

15 環境ビジネス

従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者等に加えて、緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、環境への負荷の少ないエコロジーグッズの販売など、環境保全に関連した事業であり、今後の成長が期待されています。

16 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいい、工場からの排ガスや排水だけでなく、家庭からの生活排水やごみの排出、自動車の排ガス等も含まれます。

17 環境報告書

企業等が環境保全への取組みの状況を社会に公表するため、環境保全に関する方針、環境負荷の低減に向けた取組み、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、環境会計その他）等について取りまとめた報告書です。

18 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境に関する方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制・仕組みのことです。

19 環境リスク

人の活動によって環境に加えられた負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれのことであり、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性の示す概念のことです。

20 カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動のことです。

21 カーボンフットプリント

商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルにいたるライフサイクル全体における温室効果ガス排出量をCO₂量に換算し表示する仕組みです。

22 揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

塗料やシンナー等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称です。

23 休猟区

狩猟鳥獣の増殖を図るため、3年を限度として狩猟行為が禁止される区域です。

24 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP 3）において採択された議定書で、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標や、その達成に向けた排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが掲げられており、日本は、2008～2012年までの間の温室効果ガス排出量を1990年レベルと比べて6%削減することが義務付けられています。2005年2月に発効しました。

25 クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称です。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表です。

26 グリーンイノベーション

環境・エネルギー分野において、技術革新に加え、これまでとは全く異なる新たな考え方、仕組みを取り入れることで、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことです。

27 グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを率先して購入することです。

28 グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

29 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する仕組みです。

30 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道で、起点は太閤山ランド、終点は頼成の森の延長19.3kmです。

県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけ活かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としています。

31 光化学オキシダント

揮発性有機化合物などが太陽光線で変化して生成する物質で、目やのどの痛みなどを引き起こすおそれがあります。

32 黄砂

中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象のことです。

33 高山ハイデ

気象条件などの激しい高山にみられるツツジ科などの小低木群落で、県内では県東部の高山帯の一部にみられます。

34 サーマルリサイクル

廃棄物等を燃料として活用し、熱エネルギーを回収することです。

35 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使える環境に優しいエネルギーのことです。

36 酸性雨

主として化石燃料の燃焼で生ずる硫酸化合物や窒素酸化物等により、酸性の度合いが強くなった（pHが低くなった）雨、霧、雪等のことをいいます。なお、雨水は大気中の二酸化炭素を吸収し、大気が酸性物質に汚染されていなくても弱い酸性を示すため、一般的にはpHが5.6以下の場合を酸性雨といいます。

37 三点比較式臭袋法

悪臭の調査方法の一つで、人の嗅覚により臭気濃度を求める方法です。

38 自然博物館「ねいの里」

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として富山市婦中町に設置された県民公園の一つで、外周約2kmの散策路やビオトープゾーンのほか展示館等の施設があります。

39 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日に自然保護憲章制定国民会議が制定した

憲章であり、その大要は次のとおりです。

- 1 自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

40 循環資源

廃棄物等の有用性に着目し、繰り返し再使用、再生利用及び熱回収が可能な資源として捉えなおした概念です。

41 スマートコミュニティ

住宅やビル、交通システムをICT（情報通信技術）ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。

42 植生自然度

植生への人為的な影響を表す指標であり、高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10又は9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示します。

43 生物多様性

地球上には数えきれないほどの生物種が、場所に応じた相互の関係を築きながら、地域の環境を支えており、自然がつくりだしたこの多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生態系の多様性（世界の環境に応じて多様な生態系が存在すること）、種の多様性（生態系を支える様々な種が存在すること）、種内（遺伝的）の多様性（同じ種の中にも、集団や個体によって様々な違いがあること）の考え方からなる概念のことです。

44 ゼロエミッション

国連大学が提唱した概念で、生産・流通工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなど、全体として「廃棄物ゼロ」を目指すことをいいます。

45 潜在自然植生

人為的な影響を一切停止したときに生じると考えられる自然植生です。

46 戦略的環境アセスメント

個別の事業計画に枠組みを与えることになる政策や上位計画の段階において、環境への影響を評価・把握し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための仕組みです。

47 総量規制

一定の地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等からの汚染物質の排出量をもって規制する方法をいいます。一般的には、工場等の排出ガスや排水に含まれる汚染物質の濃度による規制が行われていますが、濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合には、総量規制が導入されています。

48 代償植生

本来の植生が、森林の伐採や農地の開墾、道路や住宅の整備など、自然に対する人為的な影響により置き換えられた植生をいいます。

49 地球温暖化

地表から放射された熱を吸収し、再び地表に放射して温度を上昇させる効果をもつ二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが、近年の人間活動の拡大に伴って大量に排出されることによる地球的な規模での気候の変動です。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、今世紀末までに平均気温が最大6.4℃上昇すると予測されており、海面水位の上昇、異常気象の頻発化、生態系、食糧生産への悪影響が懸念されています。

50 地球温暖化対策のための税

全化石燃料を課税ベースとしている現行の石油石炭税に二酸化炭素排出量に応じた税率を上乗せし、広範な財・サービスの価格に環境負荷コストを反映させるのです。

51 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されています。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要です。

52 適正揚水量

富山県地下水指針で17の地下水区を対象に塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量として、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮して設定しています。

53 デシベル

騒音の大きさを表す単位で、「ささやき声、木の葉のふれあう音」は20デシベル程度、「静かな事務所」は50デシベル程度、「電車の中」で80デシベル程度、「ジェット機の音」は120デシベル程度です。

54 電気自動車急速充電設備

電気自動車の走行用電池を30分で80%程度充電できる設備（家庭電源では満充電まで7～14時間）をいいます。この設備により、外出先での電池切れに対応が可能となります。

55 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

動物の生体内に取り込まれた場合に、正常なホルモン作用に影響を与える物質であり、生殖機能障害を引き起こす可能性が懸念されています。

56 ナチュラリスト

本来は博物学者という意味ですが、富山県では自然環境等について一定の知識を持つ人をナチュラリストとして認定しており、4月下旬～11月上旬の間、県内4地区5か所の自然公園等で利用者に自然解説を行っています。

57 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質をいいます。

58 バイオマス

再生可能な生物由来の有機質資源で、化石燃料を除いたものをいいます。

59 バードマスター（野鳥観察指導員）

野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等について一定の知識を持ち、県の認定を受けた人で、富山新港臨海野鳥園での野鳥解説や、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、講習会などの指導にあたっています。

60 ビオトープ

本来は生物が生息する空間という意味で、野生生物の生息・生育空間を表します。

61 ビジターセンター（博物展示施設）

国立公園等の利用者に対し、その公園の自然や文化等についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための施設です。

62 微小粒子状物質（PM2.5：Particulate matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子をいいます。粒子が小さいことから肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されています。

63 富栄養化

生活排水の流入等により海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、りん等）が増加することをいい、プランクトンの増殖を引き起こし、赤潮等の原因となることがあります。

64 名水

「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「湧水等である程度の水量がある良質なものでその保全活動があるもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの」を指します。環境省の「名水百選」及び「平成の名水百選」には本県から合わせて8か所が選定されており、県でも「とやまの名水」として66か所を選定しています。

65 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園の一つで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか富山市婦中町高塚地内の国設1級鳥類観測ステーション地区があります。

66 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原

因となるものをいい、ベンゼンやダイオキシン類等の248物質が該当し、うち23物質が優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）に選定されています。

67 有機塩素化合物

塩素を含んでいる有機化合物の総称で、代表的なものとしては、金属部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニングの溶剤として広く使われてきたトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが挙げられます。

68 要監視項目

人の健康の保護等に関連する水質汚濁物質のうち、現時点では環境基準が設定されていないものの継続して水質測定を行うことが必要なものであり、人の健康の保護に係るものとしてニッケル等26物質、水生生物の生息に係るものとしてクロロホルム等3物質が該当します。

69 ライフサイクルアセスメント

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄にいたるまでの製品の一生（ライフサイクル）で環境に与える影響を分析し、総合評価する手法のことです。

70 ライダーモニタリングシステム

レーザー光線を上空に発射し、上空に浮遊する粒子状物質に反射して返ってくる光を測定・解析することにより、黄砂等粒子状物質の鉛直分布等をリアルタイムで観測できる黄砂観測装置のことです。

71 ラムサール条約

特に水鳥の生育地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、1971年にイランのラムサールで採択された条約のことです。

72 リスクコミュニケーション

行政、事業者、国民、NPO等の関係あるすべての者が、化学物質等による環境リスクの程度、考え方、対策等について、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き理解しあおうとするため、対話を進めていくことです。

73 リモートセンシング

人工衛星や航空機等に搭載されたセンサーによって、電波や光等の電磁波の状況を測定し、地表や海面等の状態を広範囲にわたって直接触れることなく調査する方法です。

74 レッドデータブック

絶滅のおそれがある野生生物のリスト（レッドリスト）に掲載された種について、生息状況等を取りまとめた報告書です。

75 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防する観点から設定されている有害物質等の基準値です。

- 76 BDF (バイオディーゼル燃料: Bio Diesel Fuel)
廃食用油などの植物性油脂を原料とする化石燃料(軽油)の代替燃料をいいます。
- 77 BOD (生物化学的酸素要求量: Biochemical Oxygen Demand)
水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の有機汚濁を示す代表的な指標です。
- 78 COD (化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)
水中の汚濁物質を化学的に分解するときに必要な酸素の量で、海域及び湖沼の汚濁を示す代表的な指標です。
- 79 CSR (企業の社会的責任: Corporate Social Responsibility)
企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークスホルダー(利害関係者)全体の利益や環境等への配慮を組み込み行動するべきであるとの考え方です。
- 80 DO (溶存酸素量: Dissolved Oxygen)
水に溶けている酸素の濃度であり、河川等が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費することから値が小さくなります。溶存酸素が不足すると魚介類に悪影響が生じます。
- 81 MSDS (化学物質等安全データシート: Material Safety Data Sheet)
化学物質の性状及び取扱いに関する情報を記載した帳票で、事業者間で化学物質の取引を行う際には化学物質排出把握管理促進法に基づき、MSDSを提供することが義務付けられています。
- 82 NOWPAP (北西太平洋地域海行動計画: North West Pacific Action Plan)
複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協調による行動を推進するため、国連環境計画(UNEP)が進める地域海行動計画の一つで、日本海及び黄海を対象とするものであり、1994年9月の第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4か国により採択されました。各国には地域活動センター(RAC)が指定され、NOWPAPの個別の事業を推進しています。日本では(財)環日本海環境協力センターが特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)として指定されています。
- 83 PFI (Private Finance Initiative)
公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法です。
- 84 pH
水素イオン濃度指数のことで、7は中性、これより小さいものは酸性、大きいものはアルカリ性です。
- 85 ppm (parts per million)
微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われる単位で、100万分の1を意味します。同

様の単位としては% (100分の1)、ppb (10億分の1) 等があります。

86 PPP (汚染者負担の原則 : Polluter Pays Principle)

汚染者が環境汚染の防止や改善に必要なコスト (費用) を負担すべきであるとする考え方です。

87 PRTR 制度

PRTR とは Pollutant Release and Transfer Register の略称で、環境汚染物質排出・移動登録という意味です。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運びだされたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

88 SS (浮遊物質量 : Suspended Solid)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の濃度で、水の濁りの度合等を表します。

89 UNEP (国連環境計画 : United Nations Environment Programme)

1972年6月ストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すため、同年の国連総会決議に基づき設立された機関で、国連機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としています。

90 WECPNL (うるささ指数)

航空機騒音のうるささを表わす指数で、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとの飛行回数から算定されます。

91 3R

「リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制」、「リユース (Reuse) : 再使用」、「リサイクル (Recycle) : 再生利用」の3つの頭文字をとったものをいいます。